

## 産業廃棄物処分業務委託契約書

委託業務の名称 PCB廃棄物収集運搬及び処分業務

委託期間 令和7年〇月〇日から令和7年3月31日まで

業務委託料

種類 類：低濃度PCB含有廃棄物

予定数量：変圧器4台（2,061 kg）

単価：1kgあたり〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇円）

契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額とする。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

排出事業者：山形県工業技術センター庄内試験場 場長 渡部 光隆（以下「発注者」という。）と処分業者：株式会社 〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇（以下「受注者」という。）は発注者の事業場から排出される産業廃棄物の処分に関して次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 受注者は、「委託仕様書」に基づき、頭書の業務委託料（以下「委託料」という。）をもって、頭書の委託期間の終期（以下「履行期限」という。）までに頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を実施するものとする。

2 前項の「委託仕様書」に明記されていない仕様があるときは、発注者、受注者協議して定める。

（法の遵守）

第2条 発注者及び受注者は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令を遵守するものとする。

（委託内容）

第3条 受注者の事業範囲は、以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。

◎処分に関する事業範囲

許可都道府県・政令市：\_\_\_\_\_

許可の有効期限：\_\_\_\_\_

事業範囲：\_\_\_\_\_

許可の条件：\_\_\_\_\_

許可番号：\_\_\_\_\_

別紙許可証の写しのとおり

2 発注者が受注者に委託する産業廃棄物の種類、予定数量は次のとおりとする。

◎処分に関する種類、予定数量

種 類：低濃度PCB含有廃棄物

予定数量：変圧器4台（2,061 kg） 1回

3 輸入廃棄物の有無：無

4 受注者は、発注者から委託された第2項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称 : \_\_\_\_\_

所在地 : \_\_\_\_\_

処分の方法 : \_\_\_\_\_

施設の処理能力 : \_\_\_\_\_

5 発注者から受注者に委託された産業廃棄物の最終処分場所（予定）を次のとおりとする。

| 最終処分先の番号 | 事業所の名称 | 所在地 | 処分方法 | 施設の処理能力 |
|----------|--------|-----|------|---------|
|          |        |     |      |         |

6 第2項の産業廃棄物の第4項に指定する事業場への搬入は次の収集・運搬業者が行う。

氏 名 : \_\_\_\_\_

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

住 所 : \_\_\_\_\_

許可都道府県・政令市 : \_\_\_\_\_

許可の有効期限 : \_\_\_\_\_

事業の範囲 : \_\_\_\_\_

許可の条件 : \_\_\_\_\_

許可番号 : \_\_\_\_\_

（適正処理に必要な情報の提供）

第4条 発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって受注者に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（第2版）を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

(1) 産業廃棄物の発生工程

(2) 産業廃棄物の性状及び荷姿

(3) 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

(4) 混合等により生ずる支障

(5) 日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

(6) 石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその事項

(7) その他取扱いの注意事項

2 発注者は、委託期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程

度の情報を通知する。

なお、受注者の業務及び処理方法に支障を生ずる恐れがある場合の性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、発注者は受注者と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

- 3 発注者は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報であることを確認し、受注者に引き渡す。
- 4 発注者は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確に漏れなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、受注者は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を発注者に求め、修正内容を確認のうえ、委託物を引き取ることとする。
- 5 発注者は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を受注者に提示する。

産業廃棄物の種類：該当品目なし

提示する時期又は回数：          

(発注者・受注者の責任範囲)

第5条 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理することとする。

- 2 受注者が前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者において、その損害を賠償し、発注者に負担させない。
- 3 受注者が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、発注者の指図又は委託の仕方（発注者の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因がある場合は、発注者において賠償し、受注者に負担させない。
- 4 第1項の業務の過程において受注者に損害が発生した場合に、発注者の指図又は発注者の委託の仕方（発注者の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、発注者が受注者にその損害を賠償する。

(業務の一時中止)

第6条 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の適正処理を行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の6の2等に定める事由が生じたときはただちに当該委託に係る業務を一時中止し、同法第14条の4第13項等の規定に基づき、遅滞なくその旨を書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の通知を受けたときは、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の処理の状況を把握する等、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第8項に定める措置を講じるとともに、通知を発出した受注者が処理を適切に行えるようになるまでの間、受注者に新たな処理委託を行わない等の必要な措置を講じなければならない。

(業務遂行上の義務)

第7条 受注者は委託業務に従事する者（以下「従事者」という。）に委託業務の遂行に必要な技術を習得させ、委託業務の遂行に万全を期するものとする。

(従事者の管理)

第8条 受注者は従事者の管理について、一切の責任を負う。

2 受注者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守するものとする。

(秘密の保持等)

第9条 受注者は、委託業務の遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。ただし、当該秘密を公表する必要がある場合には、相手方の書面による承諾を得なければならない。

(個人情報の保護)

第10条 受注者は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(監督及び指示並びに調査及び報告)

第11条 受注者は、この契約に基づく委託業務の実施について発注者の監督及び指示に従わなければならない。

2 発注者は、必要があるときは、受注者に対し委託業務の実施状況について、実地に調査し、又は報告を求めることができる。

(損害賠償)

第12条 受注者は、委託業務の処理に関し、故意又は過失により、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定による賠償額は、発注者、受注者協議により定めるものとする。

(権利及び義務の譲渡禁止)

第13条 受注者は、この契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第14条 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし法令等で定める再委託基準に従いあらかじめ委託業務の一部の再委託について書面により発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(契約内容の変更等)

第15条 発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中断することができる。この場合において、委託料又は履行期限を変更する必要がある場合は、発注者、受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者、受注者協議して定める。

(契約の解除)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。

(1) この契約に違反し、又は違反するおそれがあると認めたとき。

- (2) この契約の履行について、不正の行為があったとき。
- (3) 正当な理由がなく、この契約の履行を怠ったとき。
- (4) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。
- (5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約又はその他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約又はその他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 発注者は、前項各号に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害額を負担するものとする。この場合の損害額は、発注者、受注者協議して定める。

3 第1項第1号から第3号まで又は第5号の規定によりこの契約を解除する場合には、契約保証金は、発注者に帰属するものとする。ただし、契約保証金が免除されている場合には、受注者は、発注者に対し解除違約金として契約金額（単価契約の場合は、予定数量に契約金額を乗じて得た金額）の100分の10に相当する金額を納付しなければならない。

4 第1項第4号の規定によりこの契約を解除する場合には、受注者は、発注者に与えた損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者、受注者協議して定める。

5 発注者は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により受注者に通知するものとする。

（談合等に係る契約解除）

第17条 前条に定める場合のほか、発注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟をいう。以下この条において同じ。）を提起しなかったとき。
  - (2) 受注者が独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）、第 7 条の 9 第 1 項若しくは第 2 項又は第 20 条の 2 から第 20 条の 6 までの規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。
  - (3) 受注者が前 2 号に規定する抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。
  - (4) 受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）第 4 条の規定による刑に処せられたとき。
- 2 受注者は、この契約に関して前項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者が特に認める場合は、この限りでない。
  - 3 この契約の履行後に、受注者が第 1 項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合についても、前項と同様とする。
  - 4 第 2 項の規定は、同項の規定に該当する原因となった違反行為により発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（契約解除に伴う措置）

第 18 条 発注者又は受注者から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて発注者から引渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の措置を講じなければならない。

(1) 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

イ 受注者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受注者の遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承認を得たうえ、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する費用を支払う資金がないときは、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、発注者は、当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって受注者のもとにある未処理の産業廃棄物の処分を行わしめるものとし、その負担した費用等を、受注者に対して償還を請求することができる。

(2) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物を、発注者の費

用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは受注者の費用負担をもって発注者の事業場に運搬したうえ、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

(事故発生の通知)

第 19 条 受注者は委託業務の処理に関し事故が生じたときは、直ちに発注者に通知するとともに遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。

(委託業務完了報告)

第 20 条 受注者は発注者から委託された産業廃棄物の業務が完了した後、遅滞なく業務完了報告書を作成し発注者に提出する。ただし、業務完了報告書は、処分業務についてはマニフェスト D 票で代えることができる。

2 発注者は、前項の業務完了報告書を受領したときには、遅滞なくその内容がこの契約に適合するか確認しなければならない。

(委託料の支払)

第 21 条 受注者は前項の確認を受けたときは発注者に対し委託料の請求書を提出するものとする。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(遅延利息)

第 22 条 受注者は、発注者の責めに帰する理由により第 21 条の規定による契約金額等の支払が遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。この場合において、遅延利息の額が 100 円未満であるときは、発注者はこれを支払わないものとし、その額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(履行遅滞違約金)

第 23 条 受注者がその責めに帰すべき事由によって、履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、当該履行期限後相当の期間内に完了する見込みがあると認められるときは、発注者は、受注者から違約金を徴収して当該履行期限を延長することができる。

2 前項の違約金の額は、委託料から既成部分又は既成部分相当額を控除した額に対して、遅延日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額とする。

(履行不能の場合の措置)

第 24 条 受注者は、天災その他その責めに帰することができない事由により、この契約の全部又は一部を履行することができないときは、発注者の承認を得て当該部分についての義務を免れるものとし、発注者は、当該部分についての委託料の支払を免れるものとする。

(疑義についての協議)

第 25 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ、発注者、受注者協議して定めるものとする。

発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、上記の条項によって業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年〇月〇日

発注者 山形県東田川郡三川町大字押切新田字桜木25  
山形県工業技術センター庄内試験場  
場 長 渡部 光隆

受注者 (住所又は所在地)  
(氏名又は名称及び代表者氏名)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保有の制限)

第3 受注者は、個人情報を保有するときは、この契約による事務の遂行のため必要な場合に限り、かつ、その利用目的を特定しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、利用目的を変更してはならない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第7 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の保護に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

2 この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 受注者において、この契約における事務を第三者に委託する場合は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(安全管理の確認)

第10 発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(事故発生時における報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(違反した場合の措置)

第12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。